

名寄市公共施設等再配置計画策定業務仕様書 (公募型プロポーザル)

1 業務名

名寄市公共施設等再配置計画策定業務（以下「本業務」という。）

2 目的

名寄市では、平成 28 年に公共施設の具体的な縮減目標を掲げた「名寄市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、令和 2 年にはコンパクトシティを目指して都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めた「名寄市立地適正化計画」を策定した。また、今年 3 月には各公共施設のカルテ・データベースとなりうる「名寄市公共施設個別施設計画」を策定した。

これらの計画を推進していくため、個別施設ごとの再編及び再配置等を含めた方策や時期を具体的に示すロードマップとして位置づける「名寄市公共施設等再配置計画」を策定する。

3 業務期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 25 日まで

ただし、業務期間内に提出を求める成果品の一部等の納期限は協議により定める。

4 対象施設

特に老朽化が著しい図書館や児童センター、大学学生寮、新たに設置を検討している生活支援ハウスや多目的集会・交流スペースやワーケーション施設など「名寄市立地適正化計画」で設定した都市機能誘導区域で立地を誘導すべき誘導施設。

5 業務内容

(1) 実態把握

4. 対象施設について、施設の状況や不具合の把握を行うとともに、複合化や再配置を行う施設・候補地についても情報整理を行う。

(2) 民間活力及び官民連携・協働

4. 対象施設の複合化や再配置のメリット・デメリット、民間活力導入及び官民連携・協働の可能性について整理を行う。

(3) 再配置計画の配置提案

「名寄市公共施設等総合管理計画」、「名寄市立地適正化計画」、「名寄市公共施設個別施設計画」及び(1)・(2)の結果等を踏まえ、対象施設の配置や規模等の方針を提案する。

(4) 再配置計画の工程提案

(3)の提案根拠となる事業工程を提案する。なお、削減対象となる施設の売却や解体、土地の売却等の工程(案)も併せて提案する。

(5) 業務打ち合わせ

本市との協議・打ち合わせ・説明は、必要に応じて適宜実施する。また、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡・調整を行い、打ち合わせ内容については、受注者が議事録を作成し承認を得るものとする。また、再配置計画策定においては、庁内横断的に検討する必要があることから、これを担う名寄市公共施設等再配置検討委員会への提案資料の作成などの支援業務も含むものとする。

6 留意事項

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、本市の意図目的を十分に理解し、業務管理責任者を中心に適切な人員を配置した上で本業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、業務を実施するにあたり、本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市と協議の上で本業務を遂行すること。
- (3) 受注者は、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (4) 受注者は、本業務に関わる資料等について外部に漏れることのないよう慎重に取り扱うこと。また、契約が終了したのちも同様とする。
- (5) 受注者は、法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。
- (6) 市が保有する資料等は、本業務の履行に必要であると判断したものについて、受注者に貸与又は提供するものとする。
- (7) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属すること。

7 成果品

- (1) 提出書類
 - ア 名寄市公共施設等再配置計画 A4縦版（簡易製本） 10部
 - イ 名寄市公共施設等再配置計画 データ版（編集可能な様式及びPDFデータ）一式
 - ウ 打ち合わせ議事録 2部
 - エ その他市が必要と認める関連資料 一式

8 担当部署

名寄市 総合政策部総合政策課
住 所：096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地
電 話：01654-3-2111（代）内線 3315
F A X：01654-2-5644
E-mail：ny-sousei@city.nayoro.lg.jp